

資料 6

平成29年2月定例会(付託)
県土整備委員会資料
危機管理部

第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画 (案)

〔 平成 2 9 年 4 月 1 日から
平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで 〕 5 年間

徳 島 県

目 次

はじめに	1
第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項	2
1 鳥獣保護区	
2 特別鳥獣保護区の指定	
3 特別保護指定区域	
4 休猟区の指定	
5 鳥獣保護区の整備等	
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	11
1 鳥獣の人工増殖計画	
2 放鳥獣等	
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	12
1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項	
2 目的別の捕獲許可の基準	
2-1 学術研究を目的とする場合	
2-2 鳥獣の保護を目的とする場合	
2-3 鳥獣の管理を目的とする場合	
2-4 その他特別の事由の場合	
3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	
3-1 捕獲許可した者への指導	
3-2 鳥類の飼養登録	
3-3 販売禁止鳥獣等の販売許可	
3-4 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項	
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	27
1 特定猟具使用禁止区域の指定	
2 特定猟具使用制限区域の指定	
3 猟区設定のための指導	
4 指定猟法禁止区域	
第六 特定計画の作成に関する事項	34
1 計画作成の目的	
2 対象鳥獣の単位	
3 計画期間	
4 対象地域	
5 計画の目標	
6 保護事業又は管理事業	
7 第二種特定鳥獣管理計画	
8 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項	

第七	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	・・・・・・・・・・	37
1	鳥獣の生態に関する基礎的な調査		
2	法に基づく諸制度の運用状況調査		
3	新たな技術の研究開発		
第八	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	・・・・・・・・・・	39
1	鳥獣行政担当職員		
2	鳥獣保護管理員		
3	保護及び管理の担い手の育成及び配置		
4	鳥獣保護管理の総合的な拠点整備		
5	取組み		
第九	その他	・・・・・・・・・・	43
1	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題		
2	地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い		
3	狩猟の適正化		
4	傷病鳥獣救護への対応		
5	油等による汚染に伴う水鳥の救護		
6	感染症への対応		
7	普及啓発		

はじめに

徳島県は、四国の東部に位置し、紀伊水道に流れる吉野川、南北に伸びる多彩な海岸線と四国山地などの緑豊かな険しい山々という地形の多様さを持ち、この豊かな自然の中に多くの野生の鳥獣が生息している。

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、県の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たしている。しかし徳島県は、経済を発達させながらも、多様な鳥獣が生息する自然を有している。人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していることは世界的に見て誇り得るものである。

今日、種によっては地域的に生息分布の減少や消滅が進行してきている一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況になっている。そのため、これら増加する鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護及び管理の一層の推進が必要となっている。

こうした状況に対応するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)が改正され、平成27年5月に完全施行された。改正に伴い、法律は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(以下「法」という。)となった。

このため、本県では、同法第1条の目的を達成するため、同法第四条に基づく「第12次鳥獣保護管理事業計画」を以下のとおり定める。

第一 計画期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日(5年間)

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

県が指定する鳥獣保護区（以下、「鳥獣保護区」という。）は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保する。多様な鳥獣生息環境を保全、管理及び整備することにより鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものとする。

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区については、第11次計画の実績では52箇所、16,235haとなり、県土の4%を占めるに至っている。

第12次計画においては、地域の実情に応じ、次のとおり計画期間を通じて鳥獣保護区の指定に努める。

また、鳥獣保護区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努めるものとする。その際には、地域の自然的・社会的特性を踏まえ農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築を図れるよう十分留意するものとする。特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における鳥獣管理のための捕獲の適切な実施により、指定に当たり関係者の理解が得られるよう適切に対応するものとする。

② 指定区分ごとの方針

指 定 区 分	方 針
森林鳥獣生息地の保護区	森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性の確保に資するものとする。 森林鳥獣生息地の保護区は、森林面積がおおむね10,000haごとに一箇所を選定し、面積は300ha以上の指定に努めてきたところであるが、今後は、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまでに指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。 区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定し、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努める。 ア 多様な鳥獣が生息する地域 イ 鳥獣の生息密度の高い地域 ウ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域 1) 天然林 2) 林相地形が変化に富む地域 3) 溪流又は沼沢を含む地域 4) 餌となる動植物が豊富な地域

指 定 区 分	方 針
大規模生息地の保護区	行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。 指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定し一箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。 ア 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域 イ 暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域 ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域
集団渡来地の保護区	集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。 指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定し、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえて配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。 ア 現在、県内において渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い区域 イ かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの
集団繁殖地の保護区	集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、鳥獣保護区を指定する。指定に当たっては、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするため後背地又は水面等も可能な限り含める
希少鳥獣生息地の保護区	希少鳥獣等その他絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について希少鳥獣生息地の保護区を指定する
生息地回廊の保護区	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって、鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、新たに生息地回廊の保護区を指定する。 指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定する。またその際には、既存の鳥獣保護区のみならず自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつける等により効果的な配置に努める。

指 定 区 分	方 針
身近な鳥獣生息地の保護区	市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域。または、自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

区 分	鳥 獣 保 護 区 指 定 の 目 標 ha	既指定 鳥 獣 保 護 区 (A)ha	項 目	本計画期間に指定する鳥獣保護区					
			年 度	29	30	31	32	33	計 (B)
森林鳥獣 生息地	箇所 面積	28 9,911	箇 所 変動面積	2 877	5 2,422	2 307	1 310	1 615	11 4,531
大規模 生息地	箇所 面積		箇 所 変動面積						
集団 渡来地	箇所 面積	3 643	箇 所 変動面積						
集団 繁殖地	箇所 面積	1 170	箇 所 変動面積						
希少鳥獣 生息地	箇所 面積	1 490	箇 所 変動面積						
生息地 回廊	箇所 面積		箇 所 変動面積						
身近な鳥 獣生息地	箇所 面積	19 5,021	箇 所 変動面積	2 1,503		2 65	1 77	2 719	7 2,364
計	箇所 面積	52 16,235	箇 所 変動面積	4 2,380	5 2,422	4 372	2 387	3 1,334	18 6,895

	本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中 の増減 (D:B-C)	計画終了時の 鳥獣保護区 (A+D)
	29	30	31	32	33	計 (C)		
箇所	2	5	2	1	1	11	0	28
変動面積	877	2,422	307	310	615	4,531	0	9,911ha
箇所								
変動面積								
箇所								3
変動面積								643ha
箇所								1
変動面積								170ha
箇所								1
変動面積								490ha
箇所								
変動面積								
箇所	2		2	1	2	7	0	19
変動面積	1,503		65	77	719	2364	0	5,021ha
箇所	4	5	4	2	3	18	0	52
変動面積	2,380	2,422	372	387	1,334	6,895	0	16,235ha

(3) 既指定鳥獣保護区の変更計画

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積	変更後の指定期間	変更理由
平成 29 年度	森林鳥獣の 生息地	切幡・浦の池	期間更新	455ha	H29. 11. 1 ～H39. 10. 31	
		宮川内		422ha	H29. 11. 1 ～H39. 10. 31	
	身近な鳥獣の 生息地	眉山		1, 450ha	H29. 11. 1 ～H39. 10. 31	
		薬王寺		53ha	H29. 11. 1 ～H39. 10. 31	
	計		4	2, 380ha		
平成 30 年度	森林鳥獣の 生息地	内海	期間更新	1, 440ha	H30. 11. 1 ～H40. 10. 31	
		柴小屋		200ha	H30. 11. 1 ～H40. 10. 31	
		焼山寺		120ha	H30. 11. 1 ～H40. 10. 31	
		野鹿池		10ha	H30. 11. 1 ～H40. 10. 31	
	身近な鳥獣の 生息地	天神丸		652ha	H30. 11. 1 ～H40. 10. 31	
	計		5	2, 422ha		
平成 31 年度	森林鳥獣の 生息地	土柱	期間更新	133ha	H31. 11. 1 ～H41. 10. 31	
		仁賀木		174ha	H31. 11. 1 ～H41. 10. 31	
	身近な鳥獣の 生息地	津乃峰		20ha	H31. 11. 1 ～H41. 10. 31	
		太龍寺		45ha	H31. 11. 1 ～H41. 10. 31	
	計		4	372ha		
平成 32 年度	森林鳥獣の 生息地	大麻山	期間更新	310ha	H32. 11. 1 ～H42. 10. 31	
	身近な鳥獣の 生息地	植桜		77ha	H32. 11. 1 ～H42. 10. 31	
	計		2	387ha		
平成 33 年度	森林鳥獣の 生息地	高城山	期間更新	615ha	H33. 11. 1 ～H43. 10. 31	
	身近な鳥獣の 生息地	石井・月ノ 宮		656ha	H33. 11. 1 ～H43. 10. 31	
		南川		63ha	H33. 11. 1 ～H43. 10. 31	
	計		3	1, 334ha		

2 特別保護区の指定

鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保全を図るため特に必要があると認められる区域として、法第29条の規定に基づき知事が指定するものであり、その方針は次のとおりである。

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

第11次鳥獣保護事業計画の計画期間満了までに21箇所 1,493haを指定している。

本計画においては、既指定の特別保護地区については引き続き適切な管理を図るとともに、鳥獣の生息実態を把握し、鳥獣保護区において特に保護を必要とする鳥獣の生息が確認された場合には、特別保護地区として指定するように努める。

また、指定に当たっては、指定の期間を鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、当該地域を鳥獣の安定した生息の場とするため、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は採取等が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮することとする。

② 指定区分ごとの方針

指 定 区 分	方 針
森林鳥獣生息地の保護区	良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努める。
大規模生息地の保護区	猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。
集団渡来地の保護区	渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核地区について指定するよう努める。
集団繁殖地の保護区	保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。
希少鳥獣生息地の保護区	保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。
生息地回廊の保護区	保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。
身近な鳥獣生息地の保護区	鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。

(2) 特別保護区指定等計画

区 分		鳥 獣 保 護 区 指 定 の 目 標 ha	既指定 鳥 獣 保 護 区 (A)ha	項 目	本計画期間に指定する鳥獣保護区					
				年 度	29	30	31	32	33	計 (B)
森林鳥獣 生息地	箇所		13	箇 所	1	1	1			3
	面積		921	変動面積	26	20	3			49
大規模 生息地	箇所			箇 所						
	面積			変動面積						
集団 渡来地	箇所		1	箇 所						
	面積		153	変動面積						
集団 繁殖地	箇所			箇 所						
	面積			変動面積						
希少鳥獣 生息地	箇所			箇 所						
	面積			変動面積						
生息地 回廊	箇所			箇 所						
	面積			変動面積						
身近な鳥 獣生息地	箇所		7	箇 所	2	1	1		1	5
	面積		419	変動面積	181	20	6		21	228
計	箇所		21	箇 所	3	2	2		1	8
	面積		1,493	変動面積	207	40	9		21	277

	本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中 の増減 (D:B-C)	計画終了時の 鳥獣保護区 (A+D)
	29	30	31	32	33	計 (C)		
箇所	1	1	1			3	0	13
変動面積	26	20	3			49	0	921ha
箇所								
変動面積								
箇所								1
変動面積								153ha
箇所								
変動面積								
箇所								
変動面積								
箇所								
変動面積								
箇所	2	1	1		1	5	0	7
変動面積	181	20	6		21	228	0	419ha
箇所	3	2	2		1	8	0	21
変動面積	207	40	9		21	277	0	1,493ha

(3) 既指定特別鳥獣保護区の指定等計画

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積	変更後の指定期間	変更理由
平成29年度	森林鳥獣の生息地	切幡・浦の池	再指定	26ha	H29.11.1 ～H39.10.31	
	身近な鳥獣の生息地	眉山		170ha	H29.11.1 ～H39.10.31	
		薬王寺		11ha	H29.11.1 ～H39.10.31	
	計		3	207ha		
平成30年度	森林鳥獣の生息地	柴小屋	再指定	20ha	H30.11.1 ～H40.10.31	
		焼山寺		20ha	H30.11.1 ～H40.10.31	
	計		2	40ha		
平成31年度	身近な鳥獣の生息地	津乃峰	再指定	3ha	H31.11.1 ～H41.10.31	
		太龍寺		6ha	H31.11.1 ～H41.10.31	
	計		2	9ha		
平成33年度	身近な鳥獣の生息地	石井・月ノ宮	再指定	21ha	H33.11.1 ～H43.10.31	
	計		1	21ha		

3 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、積極的に特別保護指定区域を指定するよう努める。

なお、特別保護指定区域の指定に当たっては、鳥獣の繁殖期や鳥類の渡来期に限って規制する等、必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めること等により合理的な保護措置を図る。

4 休猟区の指定

著しく減少した狩猟鳥獣の回復・増加を図るため、法第34条の規定に基づき知事が指定する区域であり、その方針は次のとおりである。

(1) 方針

近年、県内各地においてイノシシやニホンジカ等狩猟鳥獣による農林水産業への被害が高水準にあることから休猟区の指定に対しては、農林水産業の関係者や住民等の理解が得られないにくい現状である。

このような状況を踏まえ本計画においては、新たな休猟区を計画しないこととする。

5 鳥獣保護区の整備等

鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るための区域として位置付けていることから、特にその生息地としての自然環境の保全を積極的に進めることとする。

なお、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、法第28条の2に基づき保全事業の実施により生息環境の改善に努める。

(1) 管理施設の設置

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識頭を設ける等、適正な管理に努める。

市町村、鳥獣保護員等からの要望や情報を元に、新設又は老朽化や損傷等による交換を必要とする「制札」等を整備する。

(2) 利用施設の整備

それぞれの鳥獣保護区の指定目的を達成するため、鳥獣の保護上支障のない範囲内で観察路、観察舎等の利用施設整備に努める。

なお、市町村における適宜な整備の実施は、妨げないものとする。

(3) 調査巡視等の充実

生息状況の把握、違法狩猟の取締り等、観察路等のための環境維持等の観点から、鳥獣保護員によるパトロールを実施する。

区 分		平成29年度～33年度
巡 視 (鳥獣保護管 理員)	箇所数	32箇所程度
	延べ人数	32人程度／年
管理のための調査の実施		鳥獣保護区及び特別保護地区を適正に管理し、指定目的の達成に資するため、生息環境、繁殖状況の調査を行うものとする。 また、定期的に巡回し、鳥獣類の生息状況を把握するとともに、違法捕獲等の防止を図る。

(4) 保全事業の実施

保全事業を実施する場合は、関係団体の意見を聴きながら目標や区域及び事業内容を定め、土地所有者等の合意形成、関係機関等の調整を図る。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣のうち、個体数が少なく保護増殖を図る必要のあるものについては、採餌、営巣のための環境を保全するよう努めるとともに、その人工増殖の可能性について検討する。

2 放鳥獣等

(1) 鳥類

狩猟鳥獣である鳥類については、原則として放鳥を行わない。

なお、放鳥を取りやめるので、当該鳥類の保護規制を活用して、当該地域の狩猟資源が過剰に捕獲されることのないよう留意する。

(2) 哺乳類

狩猟鳥獣である哺乳類については、原則として放獣を行わない。

(3) 希少鳥獣等

希少鳥獣及びその他の絶滅のおそれのある鳥獣については、「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」等に沿って対応する。

(4) 外来鳥獣等

外来鳥獣及び生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、原則として放鳥獣を行わない。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 捕獲許可基準の設定にあたっての共通事項

捕獲許可に当たっては、法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き許可をしなければならないこととされている。その基準に係る共通事項は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

ア	捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
イ	捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。
ウ	第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
エ	捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

なお、法においては、個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する。また、許可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能である点に留意する。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法並びに猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

ア わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下を満たす基準を設定する。ただし、くくりわなの輪

の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して錯誤捕獲のおそれがないと判断される場合には、これによらないことができる。

使 用 目 的	許 可 基 準
①くくりわなを使用した方法の許可申請の場合	
イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的	原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締め付け防止金具を装着したものであること。 なお、つり上げ式くくりわなは禁止。
イノシシ及びニホンジカ捕獲等を目的	原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締め付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。なお、管理計画で禁止猟法の一部解除として、輪の直径が12センチメートルを越えるくくりわなによる狩猟を認める（ただし、ツキノワグマの生息地域である剣山山系鳥獣保護区（国指定）を除く）
② とらばさみを使用した方法の許可申請の場合	鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。
③ツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合	はこわなに限る。

イ 標識の装着に関する考え方

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用する、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

2 目的別の捕獲許可の基準

捕獲許可の基準は、目的別に定める。なお、許可対象者の基準は、法人を対象とする許可における法人の従事者にも適用する。

2-1 学術研究を目的とする場合

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 学術研究

捕獲の 目 的	許 可 基 準				
	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区 域	捕 獲 方 法
学 術 研 究	理学、農学、 医学又は薬学 等に関する調 査研究を行う 者又はこれら の者から依頼 を受けた者	必要最小限の種 類又は数（羽、 頭、個） ただし、外来鳥 獣等の場合は、 適切な種類又は 数（羽、頭、個）	1年 以内	研究の目的を達 成するために必 要な区域	次の各号に掲げる条 件に、適合するもの であること。 ただし、他に方法が なく、やむを得ない 事由がある場合はこ の限りでない。 ①法第12条第1項又 は第2項に基づき、 禁止されている猟法 でないこと。 ②殺傷又は損傷を伴 う捕獲方法の場合 は、研究目的を達す るために必要と認め るものであること。
【研究の目的及び内容】 次のいずれにも該当するものであること ①主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。 ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為と認めない。 ②鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法で、その目的を達成することができないと認められること。 ③主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。 また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。 ④研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。 【捕獲又は採取等後の措置】 原則として、次に掲げる条件に適合するものであること。 ①殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認めるものであること。					

	②個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込等をを行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められること。 ③電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う装置については、目的を達成するために当該装置が必要最小限であると認められること。 なお、電波発信機を装着する場合は、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものとする。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するように努めること。
--	--

(2) 標識調査

捕獲の 目 的	許 可 基 準				
	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区 域	捕 獲 方 法
標 識 調 査 （環境省 足環を装 着する場 合）	国若しくは都 道府県の鳥獣 行政事務担当 職員又は国若 しくは都道府 県より委託を 受けた者（委 託を受けた者 から依頼を受 けた者を含 む）	原則として、標 識調査を主たる 業として実施し ている者におい ては、鳥類各種 各2,000羽以内、3 年以上継続して 標識調査を目的 とした捕獲許可 を受けている者 においては、同 各1,000羽以内、 その他の者にお いては同各500羽 以内。ただし、 時に必要な認め られる種につい ては、この限り でない。	1年 以内	原則として、法 施行規則第7条第 7項イからチまで に掲げる地域は 除く。	網、わな又は手捕と する。
	【捕獲等又は採取等後の措置】 足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。				

2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

保護の 目 的	許 可 基 準				
	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区 域	捕 獲 方 法
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）	1年以内	申請者の職務上必要な区域	禁止猟法は認めない

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

保護の 目 的	許 可 基 準				
	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区 域	捕 獲 方 法
傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）	1年以内	申請者の職務上必要な区域	禁止猟法は認めない

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

管理の目的	第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的
許可対象者	原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下のaからdの条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。 a 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること b 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること c 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと d 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること
鳥獣の種類・数	第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること
期 間	第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること
区 域	第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること
方 法	空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。 また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（本項において「被害」という。）の防止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（本項において「予察」という。）についても許可する基準とする

① 基準

管理の目的	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的
許可対象者	原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者とし銃器を使用する場合は、第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の

	方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の1)から4)に掲げる場合は、それぞれ狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる 1) 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合 ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合 イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合 2) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス及びドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合 3) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いなどをを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合 4) 法人に対する許可であって、以下のaからdの条件を全て満たす場合 a 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること b 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること c 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと d 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること
鳥獣の種類・数	現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難である、又は、卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数羽（頭、個）であること。
期 間	原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。 なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。
区 域	被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

方 法	空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。 また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。
そ の 他	a 第二種特定鳥獣管理計画との関係 第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣について管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。 b 被害防除対策との関係 原則として、被害防除対策ができない、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣、外来鳥獣については、この限りではない。 c 被害がまれである又は従来 of 許可実績が僅少な種の取り扱い 全国的な観点からは、被害等が生じることはまれであるか、又は従来 of 許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。 ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。 d 予察捕獲 予察による被害防止の目的での捕獲以下（「予察捕獲」という。）対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。 予察捕獲を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、被害が予察される鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成する。予察表においては、人身被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・作付け及び鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察する。予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。都道府県内の広い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的 of 計画的な管理を要する種については、第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

	e 狩猟期間中及びその前後における取扱い 狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。あわせて、捕獲行為自が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可をけた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等適切に対応する。
--	--

② 鳥獣の種類別許可基準

許可権者	鳥 獣 名	許 可 基 準						被害 農林 水産 物等
		区 域	時 期	方法	期 間	不所持 者対応	1人当 捕獲数	
市 町 村 長	ニホンザル	県内一円	4月1日 ～ 翌年 3月31日	銃器	捕獲の方法 が銃器、網 及びわなの 場合は90日 以内。ただ し、わなの 内、はこわ な、囲いわ なにあつて は6ヶ月以 内。	—	必要数 ※5	予察 表に 準じ る
	ドバト※1			銃器 以外		条件1	100羽 以内	
	ハクビシン			銃器			10頭以 内	
	アライグマ、ヌ ートリア						無制限	
	サギ類※1、2					—	20羽以 内	
	カモ類※1、3						10羽以 内	
	キジバト※1						20羽以 内	
	ヒヨドリ※1						20羽以 内	
	スズメ※1			銃器 網		200羽 以内		
	ノウサギ			銃器 銃器 以外		30頭以 内		
	タヌキ、キツネ ノイヌ、ノネコ イノシシ、ニホ ンジカ					10頭以 内		
	ハシボソガラ ス、ハシブトガ ラス※1			条件2		無制限		
	カワウ※1			条件1		100羽 以内		
			—	40羽以 内、ひ な100 羽以内				

- ※1 卵の採取等（手捕り）を含む。1人当たりの捕獲数は必要最小限度の個数。
 ※2 サギ類は、ダイサギ、コサギ、アオサギ、ゴイサギに限る。
 ※3 カモ類は、狩猟鳥獣に限る。
 ※4 人身事故の発生又は農林業被害が発生するおそれのある場合、市町村長の判断で、狩猟許可内の可猟地におけるニホンジカ及びイノシシの捕獲等を許可の対象とする。
 ※5 ニホンザルの1人当たりの捕獲数は必要量とし、第2期ニホンザル適正管理計画における「個体数管理に関する事項」に準じる。

【狩猟免許不所持者に対する許可の条件】

＜条件1＞

法第9条第3号の各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより捕獲する場合。

なお、塀等により明らかに他と区分できる敷地については、建物内に含めることができるものとする。

＜条件2＞

法第9条第3号の各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、農林業被害の防止の目的で農林業者が所有農林地及び借地等適法な手続きによる耕作地等において囲いわなを用いて捕獲する場合。

許可権者	鳥 獣 名	許 可 基 準						被害 農林 水産 物等
		区 域	時 期	方法	期 間	不所持 者対応	1人当 捕獲数	
徳島県知事	ネズミ・モグラ類	県内一円	4月1日 ～ 翌年 3月31日	銃器 以外	6箇月以内	上 記 に 準 ず る	必要数	予 察 表 に 準 じ る
	市町村長の許可 権限以外の非狩 猟鳥獣			銃器 以外	60日以内			
	航空機の安全な 航空に支障を及 ぼすと認められ る鳥獣（環境大 臣の権限を除く）	飛行場内		法第15 条で禁 止され ている 方法以 外の方 法	1年間以内			航 空 機 航 空 障 害

※3 農業又は林業の事業活動に伴うやむを得ず行う捕獲等は許可を要しない。（法第13条第1項）ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミは法の適用除外（法第80条第1項）

③ 被害捕獲許可対象種

事 項 加害鳥獣名	被害農林 水産物等	被害発生時期 (月)												被害発生地域	備 考 その他
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
カラス類	稲、果樹、芋類 野菜、雑穀、環境	←											→	中山間耕作地、平 野耕作地、果樹 園、住宅地	生活環境被害
スズメ類	稲、雑穀			←				→						中山間耕作地、平 野耕作地、果樹 園、住宅地	
キジバト	稲、果樹、野菜 飼料作物、雑穀	←						→						中山間耕作地、平 野耕作地	
ドバト	稲、果樹、芋類 飼料作物、雑穀	←						→						中山間耕作地、平 野耕作地、果樹 園、住宅地	生活環境被害
カモ類	稲	←						→						中山間耕作地、平 野耕作地	
ヒヨドリ	稲、果樹、花木 雑穀	←	→						←				→	中山間耕作地、平 野耕作地、果樹園	
ムクドリ	果樹			←				→						平野耕作地、果樹 園、住宅地	生活環境被害
サギ類	魚類、稲	←											→	河川、平野耕作地	
カワウ	魚類	←	→						←				→	河川、湖沼、養殖 地、人工池	
ノウサギ	人工林、野菜、稲 花木、飼料作物	←						→				←	→	森林、中山間 中山間耕作地、平 野耕作地、果樹 園、住宅地	
タヌキ	稲、果樹、野菜 雑穀	←						→						森林、中山間耕作 地、平野耕作地、 果樹園、住宅地	
イノシシ	人工林、稲、果樹、野 菜、飼料作物、雑穀、 芋類、豆類、タケノコ、 花木	←											→	森林、中山間耕作 地、平野耕作地、 果樹園、住宅地	生態系被害 生活環境被害
ニホンジカ	人工林、稲、果樹、野 菜、飼料作物、雑穀、 芋類、花木	←											→	森林、中山間耕作 地、平野耕作地、 果樹園、住宅地	生態系被害 生活環境被害
ニホンザル	稲、果樹、野菜、飼料用 作物、雑穀、芋類、椎 茸、環境	←											→	中山間耕作地、平 野耕作地、果樹 園、住宅地	生活環境被害
ハクビシン	稲、果樹、野菜、飼料用 作物、雑穀、芋類	←											→	中山間耕作地、平 野耕作地、果樹 園、住宅地	生活環境被害
アライグマ	稲、果樹、野菜、飼料用 作物、雑穀、芋類	←											→	中山間耕作地、平 野耕作地、果樹 園、住宅地	生活環境被害

④ 被害発生予察地域

市町村名等	東 部 農 林 水 産 局 管 内													
	徳島市	鳴門市	小松島市	勝浦町	上勝町	佐那河内村	神山町	上板町						
加害鳥獣名														
カラス類	●	●	●	●	●	●	●	●						
スズメ類			●											
キジバト			●		●									
ドバト		●	●											
カモ類														
ヒヨドリ					●									
ムクドリ			●											
サギ類														
カワウ				●	●		●							
ノウサギ				●	●									
タヌキ				●	●									
イノシシ	●	●	●	●	●	●	●	●						
ニホンジカ			●	●	●									
ニホンザル	●	●		●	●	●	●	●						
ハクビシン		●		●	●									
アライグマ		●												

市町村名等	南 部 総 合 県 民 局				西 部 総 合 県 民 局									
	那賀町	美波町	牟岐町	海陽町	阿波市	吉野川市	美馬市	つるぎ町	三好市	東みよし町				
加害鳥獣名														
カラス類	●	●	●	●	●	●	●							
スズメ類	●	●		●										
キジバト				●										
ドバト		●		●										
カモ類				●										
ヒヨドリ		●		●	●									
ムクドリ														
サギ類	●	●		●										
カワウ	●	●		●	●		●	●	●	●				
ノウサギ	●	●		●			●							
タヌキ	●	●		●	●	●								
イノシシ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
ニホンジカ														
ニホンザル	●	●	●	●	●	●	●		●	●				
ハクビシン	●	●		●	●	●								
アライグマ					●									

2-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由の許可範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

捕獲の目的	許 可 基 準				
	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区 域	捕獲方法
博物館、動物園 その他これに類 する施設におけ る展示の目的	博物館、動物園等 の公共施設の飼育 ・研究者又はこれ らの者から依頼を 受けた者	展示の目的を達成 するために必要な 種類及び数羽(羽、 頭、個)	6 か 月 以 内	規則第7条第 1項第7号イ からチまでに 掲げる区域は 除く	禁止猟法は 認めない
養殖している鳥 類の過度の近親 交配の防止の目 的	鳥類の養殖を行っ ている者又はこれ らの者から依頼を 受けた者。	人工養殖が可能と 認められる種類で あること。過度の 近親交配の防止に 必要な数(羽、個) とすること。放鳥 を目的とする養殖 の場合は放鳥予定 地の個体とする	6 か 月 以 内	住所地と同一 都道府県内の 区域(規則第 7条第1項第 7号イからチ までに掲げる 区 域 は 除 く。)。ただし、 特に必要が認め られる場合は、 この限りでない	網、わな又は手捕
鵜飼漁業への利用の目的	鵜飼漁業者又はこれ らの者から依頼 を受けた者	ウミウ又はカワ ウ。鵜飼漁業への 利用の目的を達成 するために必要な 数(羽、個)	6 か 月 以 内	規則第7条第 1項第7号イ からチまでに 掲げる区域は 除く	手捕
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	祭礼行事、伝統的 生活様式の継承に 係る行為(いずれ も、現在まで継続 的に実施されてきたものに限る。)の 関係者又はこれら の者から依頼を受 けた者(登録狩猟 や他の目的での捕 獲又は採取により、 当該行事等の趣旨 が達成できる場合 を除く。)	伝統的な祭礼行事 等に用いる目的を 達成するために必要 な数(羽、頭、 個)。捕獲し、行事 等に用いた後は放 鳥獣とする(致死 させる事によら なければ行事等の 趣旨を達成できな い場合を除く。)	30日 以内	規則第7条第 1項第7号イ からチまでに 掲げる区域は 除く	禁止猟法は 認めない

前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的	捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。
-------------------------------	--

3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

3-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し山野に放置することのないよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びニホンカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じできる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合がある。また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し適切に対応する。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせる。

(4) 錯誤捕獲の防止

ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように放獣体制の整備に努める。

3-2 鳥類の飼養登録

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意しつつ個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

- (1) 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証足（環）を照合し確認した上で行うこと。
- (2) 平成元年度の装着許可証足（環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行う。
- (3) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。
- (4) 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数複数の個体を飼養をする等、不正な飼養が行われないようにする。
また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

3-3 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可する。

ア 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲したヤマドリのお用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

3-4 住居集合地域等における麻酔銃獵の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃獵をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類及び量により危険獵法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

特定猟具（銃器・わな）の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏保持のため、法第35条の規定に基づき知事が特定猟具の使用を禁止する区域を指定するものであり、その方針等は次のとおりである。

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域における静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。

① 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法昭（和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

② 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域社（寺境内及び墓地）

③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域の指定計画

区 域		既指定特定 猟具用禁止 区 域 (A)	項目	本計画期間に指定する特定猟具 使用禁止区域					
			年度	29	30	31	32	33	計(B)
銃猟に伴う危険 を予防するた めの区域	箇所	64	箇所	11	9	14	15	15	64
	面積	39,274	変動面積	5,627	8,878	10,161	10,597	4,011	39,274
わな猟に伴う危 険を予防するた めの区域	箇所	1	箇所			1			1
	面積	400	変動面積			400			400

項 目	本計画期間に期間満了により消滅 する特定猟具使用禁止区域						計画期間 中の増減 (D:B-C)	計画終了時の 特定猟具使用禁 止区域(A+D)
	29	30	31	32	33	計(C)		
箇所	11	9	14	15	15	64	0	64
変動面積	5,627	8,878	10,161	10,597	4,011	39,274	0	39,274
箇所			1				0	1
変動面積			400				0	400

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

年度	銃 猟 に 伴 う 危 険 を 防 止 す る た め の 区 域				
	特定猟具使用 止区域指定 所在地	特定猟具使用 禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指 定 期 間	備 考
平成 29 年 度	徳島市、鳴門市、 北島町、松茂町	鯛浜 (銃)	140	H29. 11. 1 ~ H34. 10. 31	
	板野町、藍住町、 上板町	大寺・第十新田 (銃)	40	H29. 11. 1 ~ H34. 10. 31	
	徳島市	川内 (銃)	842	H29. 11. 1 ~ H34. 10. 31	
	徳島市	野上橋 (銃)	9	H29. 11. 1 ~ H34. 10. 31	
	松茂町	豊岡・長原 (銃)	94	H29. 11. 1 ~ H34. 10. 31	
	海陽町	海南 (銃)	1、080	H29. 11. 1 ~ H34. 10. 31	
	阿波市、上板町	阿波市市街地 (銃)	3、151	H29. 11. 1 ~ H34. 10. 31	
	阿波市	西条大橋 (銃)	25	H29. 11. 1 ~ H34. 10. 31	
	阿波市	熊谷 (銃)	58	H29. 11. 1 ~ H34. 10. 31	
	三好市	上馬路 (銃)	50	H29. 11. 1 ~ H34. 10. 31	
	三好市	辻・西井川 (銃)	138	H29. 11. 1 ~ H34. 10. 31	
	計	11	5,627		
平成 30 年 度	那賀町	鷺敷工場団地 (銃)	54	H30. 11. 1 ~ H35. 10. 31	
	那賀町	鷺の里 (銃)	70	H30. 11. 1 ~ H35. 10. 31	
	美波町	奥河内 (銃)	223	H30. 11. 1 ~ H35. 10. 31	
	三好市	清水 (銃)	22	H30. 11. 1 ~ H35. 10. 31	
	三好市	辻 (銃)	10	H30. 11. 1 ~ H35. 10. 31	
	つるぎ町	貞光 (銃)	180	H30. 11. 1 ~ H35. 10. 31	
	鳴門市	鳴門 (銃)	8、315	H30. 11. 1 ~ H35. 10. 31	
	鳴門市	中池 (銃)	1	H30. 11. 1 ~ H35. 10. 31	
	小松島市	恩山寺 (銃)	3	H30. 11. 1 ~ H35. 10. 31	

年度	銃 猟 に 伴 う 危 険 を 防 止 す る た め の 区 域				
	特定猟具使用 禁止区域指定 所在地	特定猟具使用 禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指 定 期 間	備 考
	計	9	8,878		
平成 31 年 度	徳島市	徳島(銃)	3,340	H31.11.1 ~ H36.10.31	
	徳島市	徳島市総合動植物公園(銃)	87	H31.11.1 ~ H36.10.31	
	徳島市	しらさぎ台(銃)	296	H31.11.1 ~ H36.10.31	
	鳴門市	大津南(銃)	53	H31.11.1 ~ H36.10.31	
	徳島市、小松島市	小松島(銃)	1,820	H31.11.1 ~ H36.10.31	
	石井町	石井(銃)	444	H31.11.1 ~ H36.10.31	
	吉野川市	吉野川市街地(銃)	2,690	H31.11.1 ~ H36.10.31	
	海陽町	穴喰・水床(銃)	742	H31.11.1 ~ H36.10.31	
	那賀町	吉野(銃)	17	H31.11.1 ~ H36.10.31	
	美馬市	中野(銃)	45	H31.11.1 ~ H36.10.31	
	美馬市	穴吹(銃)	39	H31.11.1 ~ H36.10.31	
	美馬市	宮内(銃)	110	H31.11.1 ~ H36.10.31	
	東みよし町	加茂(銃)	430	H31.11.1 ~ H36.10.31	
	三好市	菅生蔭(銃)	48	H31.11.1 ~ H36.10.31	
	計	14	10,161		
	徳島市	入田(銃)	65	H32.11.1 ~ H37.10.31	
	徳島市	吉野川河口(銃)	261	H32.11.1 ~ H37.10.31	
	徳島市	鮎喰川(銃)	190	H32.11.1 ~ H37.10.31	
	勝浦町	勝浦(銃)	377	H32.11.1 ~ H37.10.31	

年度	銃 猟 に 伴 う 危 険 を 防 止 す る た め の 区 域				
	特定猟具使用 禁止区域指定 所在地	特定猟具使用 禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指 定 期 間	備 考
平成 32 年 度	藍住町	藍住 (銃)	2、030	H37.10.31	
	板野町、上板町	宮川内谷川 (銃)	56	H32.11.1 ~ H37.10.31	
	阿南市	那賀川・羽ノ浦 (銃)	1、560	H32.11.1 ~ H37.10.31	
	阿南市	阿南市平野部 (銃)	3、600	H32.11.1 ~ H37.10.31	
	阿南市	宇井谷 (銃)	80	H32.11.1 ~ H37.10.31	
	牟岐町	牟岐・灘 (銃)	565	H32.11.1 ~ H37.10.31	
	美馬市	脇町・岩倉	1、274	H32.11.1 ~ H37.10.31	
	三好市	大川持 (銃)	25	H32.11.1 ~ H37.10.31	
	三好市	池田 (銃)	382	H32.11.1 ~ H37.10.31	
	東みよし町	滝久保 (銃)	62	H32.11.1 ~ H37.10.31	
	三好市	吹 (銃)	70	H32.11.1 ~ H37.10.31	
	計	15	10,597		
平成 33 年 度	佐那河内村	中山 (銃)	450	H33.11.1 ~ H38.10.31	
	徳島市	渋野・多家良 (銃)	440	H33.11.1 ~ H38.10.31	
	松茂町	松茂・笹木野 (銃)	135	H33.11.1 ~ H38.10.31	
	石井町	高原 (銃)	50	H33.11.1 ~ H38.10.31	
	板野町	那東 (銃)	38	H33.11.1 ~ H38.10.31	
	鳴門市、藍住町、 板野町	大麻南 (銃)	137	H33.11.1 ~ H38.10.31	
	鳴門市	瀬戸 (銃)	130	H33.11.1 ~ H38.10.31	
	阿南市	桑野 (銃)	565	H33.11.1 ~ H38.10.31	
	阿南市	小勝島 (銃)	300	H33.11.1 ~ H38.10.31	

年度	銃猟に伴う危険を防止するための区域				
	特定猟具使用 禁止区域指定 所在地	特定猟具使用 禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指 定 期 間	備 考
平成33年度	美馬市	美馬（銃）	1、180	H33.11.1～ H38.10.31	
	つるぎ町	半田（銃）	247	H33.11.1～ H38.10.31	
	三好市	花園（銃）	55	H33.11.1～ H38.10.31	
	三好市	南谷（銃）	86	H33.11.1～ H38.10.31	
	三好市	平（銃）	135	H33.11.1～ H38.10.31	
	三好市	台（銃）	63	H33.11.1～ H38.10.31	
	計	15	4,011		

年度	わな猟に伴う危険を防止するための区域				
	特定猟具使用 禁止区域指定 所在地	特定猟具使用 禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指 定 期 間	備 考
31	鳴門市	撫養（わな猟）	400	H31.11.1～ H36.10.31	

2 特定猟具使用制限区域の指定

特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域における静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができるとされている。

3 猟区設定のための指導

(1) 猟区の設定

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区の整備拡大を図るため、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮する。

ア 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている等、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認める。

イ 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、管轄する都道府県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。

ウ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内で鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

エ 第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであること。

(2) その他

猟区を活用した狩猟初心者の育成や鳥獣の生息状況のモニタリングについて、必要に応じて狩猟者団体等とも連携し積極的な取組を進める。

4 指定猟法禁止区域

(1) 指定の考え方

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な都道府県内の区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定する。

特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じている若しくは水鳥又は希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的、高頻度で実施され鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であってわなを用いた捕獲等、地域の鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付す。

(4) 指定猟法禁止区域指定計画

年度	指定猟法の種類	区域名称	所在地	面積	存続期間	備考
29	くくりわな猟 禁止区域	権田・槍戸	那賀町	11,450	H29.11.1～ H34.10.31	
30	鉛散弾 禁止区域	橘湾	阿南市	98	H30.11.1～ H35.10.31	
30	くくりわな猟 禁止区域	谷道	三好市	3,245	H30.11.1～ H35.10.31	

第六 特定計画の作成に関する事項

1 計画作成の目的

計画は、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

2 対象鳥獣の単位

計画は、原則として地域個体群を単位として作成する。

ア 第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる。または、その生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

イ 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。

3 計画期間

計画期間は、原則として5年間程度とする。上位計画である鳥獣保護管理事業計画との整合を図るため、原則として鳥獣保護管理事業計画の有効期間内で設定する。ただし、個別の事情で鳥獣保護管理事業計画期間をまたいで計画期間を設定する場合は、鳥獣保護管理事業計画の改定に合わせて必要な改定を行う。なお、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は必要に応じて計画の改定等を行う。

4 対象地域

計画の対象地域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、行政界や明確な地形界を区域線として設定する。

計画の対象とする地域個体群が都道府県の行政界を越えて分布する場合は、関係都道府県間で整合のとれた対象地域を定めることのできるよう協議・調整を行う。

5 計画の目標

科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な保護又は管理の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行う。

保護又は管理の目標については、下記のとおり設定する。なお、下記の目標の設定に当たっては、必要に応じて当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定する。

また、目標の設定は、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果を保護事業又は管理事業へ反映するというフィードバックシステムの導入の下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ問題解決的な姿勢で進める。さらに、設定された目標については、保護事業又は管理事業の実施状況やモニタリングによる特定計画の保護又は管理目標の達成状況の評価を踏まえて順応的に見直しを行う。計画の目標とする指標は、当該地域個体群に関する生息数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から選択し、中期的な生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の保護又は管理の目標を設定する。

6 保護事業又は管理事業

当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るために、計画の目標を達成するための施策として、対象種の特性を踏まえた個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる事業を組み合わせる実施する。

ア 個体群管理

(1) 共通事項

個体群管理の事業内容を検討するに当たっては、設定された生息数、生息密度、分布域、年齢構成等様々な側面の目標を踏まえて、年次別・地域別の捕獲等又は採取等について数の配分の考え方を明示する。

(2) 第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画においては、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の抑制による個体群管理（生息数、生息密度、分布域、年齢構成等様々な側面を含む。）を行う。捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等に関する狩猟の制限の調整や捕獲許可基準の設定等の措置は、関係者で共有し設定した目標の枠内で調整する。地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、捕獲又は採取等は抑制的に実施する。

(3) 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画においては、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を前提とした設定された目標を踏まえて、適切な捕獲又は採取等の推進による個体群管理（生息数、生息密度、分布域、年齢構成等様々な側面を含む。）を行う。群れで行動する鳥獣については、無計画な捕獲等により分布域が拡大しないように留意する必要がある。

イ 生息環境管理

(1) 共通事項

生息環境管理については、当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るための生息環境管理や、特定鳥獣による被害を防止するため人里周辺に当該鳥獣が寄り付きにくいよう行う生息環境管理を実施する。

(2) 第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画においては、生息環境管理の推進は、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の良い環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地においては森林の育成等を実施する。

(3) 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣保護計画においては、里地里山の適切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理等を実施する。

ウ 被害防除対策

被害の未然防止を図り、個体群管理や生息環境管理の効果を十分なものとするための基本的かつ不可欠な手段として地域が一体となって被害防除対策を実施する。防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を実施する。

7 第二種特定鳥獣管理計画

適正な個体数レベルへの誘導を行う必要がある次の鳥獣については、適正管理計画を策定し、法第14条に基づく特定鳥獣に係る特定を活用するなどとして各種施策を展開する。

計画策定年度	計画策定の目的	対象鳥獣の種類	本計画における計画の期間	対象区域	備考
平成28年度	鳥獣の適正管理を継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図りつつ、農林水産業への被害の軽減及び生態系の被害抑制を図る。	ニホンジカ	平成29年度～平成33年度	県内全域	第4期
		イノシシ	平成29年度～平成33年度	県内全域	第4期
		ニホンザル	平成29年度～平成33年度	県内全域	第2期

計画策定年度	計画策定の目的	対象鳥獣の種類	本計画における計画の期間	対象区域	備考
平成28年度	広域での保護管理により、関西地域全体のカワウ被害を総合的かつ効率的に減らす	カワウ	平成29年度～平成31年度	関西広域連合内（ただし、鳥取県・奈良県を除く。）	第2次

8 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合、県は、あらかじめ当該特定計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項として、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者等を可能な範囲で定める。

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、法第78条の2に基づく調査として、鳥獣の生息状況の調査に関する以下の事項を参酌して盛り込み実施する。

1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 鳥獣生息分布等調査

県に生息する鳥獣の種類、生態、分布、繁殖の状況、出現の季節等を継続的に調査する。保護及び管理を図る上で、特に重要な種については、最新の調査に基づく鳥獣生息分布図を作成する。

(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

都道府県に所在する鳥類の主な渡来地について、種別の生息数や飛来時期等、その越冬状況を明らかにするため、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査を実施する。本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに熟練したボランティア等を活用する等により調査精度の向上に努める。

(3) 狩猟鳥獣生息状況調査

主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による生息状況及び生息環境の変化の状況を調査する。狩猟による捕獲数の多いキジ・ヤマドリについては、出合い数調査を継続して生息数の変化を把握する。ヤマシギ等、生息数の減少が懸念される狩猟鳥獣については、その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行う。指定管理鳥獣である狩猟鳥獣は、狩猟による捕獲の結果を個体数推定の基礎情報として活用する。

(4) 特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

特定鳥獣の生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査及び被害状況調査を行う。指定管理鳥獣について、第二種特定鳥獣管理計画が定められている場合にあっては、捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行う。

2 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定及び管理状況に関する調査

鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、対象となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の計画的で継続的な調査を行う。調査に当たっては、その内容を検討・決定し、有識者等に依頼するほか、特別な技術を要しない調査は調査目的に応じて、鳥獣の保護に関する普及啓発を図る観点から地域住民やボランティア団体等に依頼し安全に配慮しながら実施する。

対象保護区等の名称	調 査 年 度	調査の種類・方法	備 考
内海，野鹿池，天神丸	H29	全種類の生息状況及び生息環境について実施する。	
土柱，仁賀木，太竜寺	H30	〃	
大麻山，植桜，石井・月ノ宮	H31	〃	
南川，高城山，鞆奥	H32	〃	
いきものふれあいの里，春森，神山森林公園，大歩危	H33	〃	

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲狩猟、(許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲)については、捕獲を行った者から、別記様式1により、捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣(鳥)・成獣(鳥)の別等ら収集すべき基本的な項目を定め報告させる。特に、指定管理鳥獣については、これらの結果から単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態(種類、数、時期、錯誤捕獲された様態、捕獲後の処置)を可能な限り報告させる。

3 新たな技術の研究開発

(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発

銃猟について、従来の巻き狩りのみならず、誘引狙撃や夜間銃猟等、様々な猟法を組み合わせた捕獲技術を開発する。わな猟について、新しい猟法の技術開発、及び錯誤捕獲の少ない囲いわなや箱わなの改良を進める。また、これまで使用されていない手法も含めて捕獲技術の開発及びそのリスク評価を進める。

また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術について開発を進める。

(2) 被害防除対策に係る技術開発

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術開発を進める。

(3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発

捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に係る技術開発を進める。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

県鳥獣行政担当職員には、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努める。また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に活用しつつ効果的な取締りを行う。

(1) 設置計画

区 分	現 況			計画終了後			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
危機管理部 県民くらし安全局 生活安全課	3		3	3		3	・各事業の計画立案及び関係団体の指導育成・狩猟者登録（県外者）・学術研究等の捕獲等の許可
南部総合県民局 西部総合県民局 東部農林水産局		2 1 2	2 1 2		2 1 2	2 1 2	・狩猟免許試験等の実施・狩猟者登録（県内者）・個体数調整を目的とした捕獲等の許可狩猟者登録（県内者）
合 計	3	5	8	3	5	8	

(2) 研修計画

名 称	主 催	時期	回数 /年	規模	人数	内容・目的
野生生物研修	国	8月	1	全国	1	鳥獣保護行政に関する識見の向上を図り、業務遂行に必要な専門的知識を習得する。
鳥獣保護管理 担当者会議	県	4月 10月	2	全県	8	鳥獣行政を円滑・効果的に推進するため、関係法令等専門的知識を習得する。

2 鳥獣保護管理員

(1) 鳥獣保護管理員の活動について

鳥獣保護管理員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、鳥獣の管理に関する助言・指導、環境教育の推進、普及啓発等とする。

(2) 鳥獣保護管理員の任命について

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命する。

(3) 鳥獣保護管理員の総数について

各都道府県での鳥獣保護管理事業の実施状況に応じた人数を配置する。現状の総数の維持を前提にせず勤務内容に応じて必要な人数の配置を検討する。

(4) 配置計画

鳥獣保護管理員は、鳥獣保護区の数、狩猟取締り実施状況等により配置する。

基準設置数	平成28年度末		年 度 計 画						
	人員	充足率	29	30	31	32	33	計	充足率
(A)	(B)	(B/A)						(C)	(C/A)
32人	32人	100%	32人	32人	32人	32人	32人	32人	100%

(5) 年間活動計画

活 動 内 容	実 施 期 間 (月)											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
鳥獣保護区の管理												
違法捕獲の取締り												
狩猟の取締り												
有害鳥獣捕獲の調査												
鳥獣保護管理に関する調査												

(6) 研修計画

名 称	主 催	時期	回数	人数	内 容 ・ 目 的
鳥獣保護員研修	県	4～ 3月	1回 程度	32人	鳥獣保護管理行政を円滑かつ適正に実施するため、鳥獣保護員の服務執行等について習得する。

3 保護及び管理の担い手の育成及び配置

鳥獣の保護及び管理の担い手は、研修等においてその技術の向上を図り適所に配置する。また、鳥獣の保護及び管理の担い手として、狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるよう研修等に努める。

(1) 人材の育成及び配置

ア 県職員の育成及び配置

鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された県職員は、法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価について、県や国、大学等が実施する研修等を受講する。県は、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修（司法警察員としての研修を含む。）を行う。市町村の担当職員に対しても、定期的・計画的な研修又は情報等の提供を行う。

イ 鳥獣保護管理員の育成及び配置

県は、自らの事務を補助する鳥獣保護管理員を対象とした研修を計画的に実施する。当該研修は、新たに任命する鳥獣保護管理員の全員を対象とし、鳥獣保護管理員の任期を更新する際には、身体的な適性能力の確認及び研修等の実施による資質の維持・向上に努める。

ウ 市町村職員の育成

県は、鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された市町村職員が、法及び鳥獣被害防止特措法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価に関する内容を有する研修等を受講する機会を設ける。

エ 民間の保護及び管理の担い手の育成

県及び市町村は、民間の保護及び管理の担い手の育成に努める。特に、指定管理鳥獣の管理については、県は、認定鳥獣捕獲等事業者の技術向上のための講習会等の開催に努める。市町村は、自らが運営する鳥獣被害対策実施隊等の捕獲隊を編成、育成し、捕獲技術に加え被害の防除対策を含めた知識及び技術の向上を図る。

(2) 研修計画

名 称	主催	時期	回数	規 模	内 容 ・ 目 的
野生鳥獣 保護管理 研修	県	4～ 3月	1回 程度	県内全体 又は総合 県民局等 ごと	市町村等の鳥獣担当者、鳥獣保護管理員、有害鳥獣捕獲隊員、被害農林業者を対象に、鳥獣の全般的な生態や被害対策について研修会を行う。

(3) 狩猟者の数の確保

県は、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ狩猟の公益的役割について普及啓発を行う。さらに、狩猟関係手続きの利便性の更なる向上等、狩猟者確保のための方策の充実を進める。

4 鳥獣保護管理の総合的な拠点整備

設置計画なし

5 取締り

(1) 方針

狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して計画を立てて行い、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策を講じる。

なお、取締りに際しての情報収集については、民間団体等との連携・協力に努める。

1) 過去5年間の違反状況の分析結果に基づき月別重点事項を定めて行う。

2) 狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回を以下の観点から強化する。

ア 過去数年間において違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこと。

イ 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。なお、狩猟違反者の処分については、迅速に行うよう配慮する。

3) 特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛玩を目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮する。

4) 氏名等の記載が無く違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により、刑事訴訟法昭（和23年法律第131号）及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上で領置等の捜査を行う。

5) 鳥獣の輸出入業者、飼養関係者、加工業者、食品関係者等を対象とし、鳥獣及びその加工品

を定めて、流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施する。

- 6) 我が国に生息する鳥類を登録票又は標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行うよう配慮する。
- 7) 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理員の動員体制を整備する。
- 8) 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、各県の狩猟者団体等の協力を得て、定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努める。
- 9) 任意放棄又は押収された個体を野生復帰させる際には、遺伝的なかく乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努める。
- 10) 警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議を設置する等、一層の連携強化に努める。

(2) 年間活動計画

活 動 内 容	実 施 期 間 (月)											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
鳥獣の違法捕獲 狩猟の取締り												

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであるが、種によっては生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護及び管理の推進が必要である。

また、深刻な農林水産業被害に対応するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づく被害防止計画等との一層の連携が必要である。

こうしたことを踏まえ、鳥獣保護管理事業は、種及び地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生態系への被害の防止という鳥獣保護及び管理の考え方を基本として実施し、第12次鳥獣保護管理事業計画の推進に当たっては、各種施策と関連づけながら県民の理解や狩猟者の協力を得つつ、各種取組を推進する。

2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

該当なし

3 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施する。

4 傷病鳥獣救護への対応

(1) 基本的な考え方

- 1) 傷病鳥獣救護は、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅の恐れのある地域個体群として掲載されている鳥獣並びに県が作成したレッドリストに掲載されている鳥獣等の場合に行うものとし、野生復帰を原則とする。野生復帰が不可能と思われる場合又は救護が困難と思われる場合は、自然生態系の摂理に従った対応を行う。
- 2) 救護及びリハビリテーション飼養は徳島県野生鳥獣救護ボランティア、必要な医療的措置は徳島県野生鳥獣救護ドクターを中心に、鳥獣保護管理員、日本野鳥の会徳島県支部等の野生生物愛護団体のほか、広く県民の協力を得て実施するものとし、さらに、研修などを通じて専門家の育成を図るなど、民間による積極的な取組を推進し、救護ネットワーク体制の拡充を図る。
- 3) 傷病鳥獣の発生原因を究明し、必要に応じて予防措置を講じる。
- 4) 油汚染事件など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備えて、関係団体やボランティアの活動拠点の確保及び関係者間の連絡網の整備を図るとともに、海鳥や海棲哺乳類の生息状況について把握するなど救護体制の整備を図る。また、関係団体等の協力を得て、人と鳥獣との適正な関わり方について普及啓発を行う。
- 5) 雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民に対し周知徹底する。
- 6) 救護個体の化学物質や重金属による汚染の状況及び感染症の有無等に関する情報を可能な範囲で収集する体制の整備についても検討する。

(2) 救護個体の取扱い

- 1) 収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ必要な手続を行う。また、

非狩猟鳥獣については、法に基づき捕獲許可の有効期間の末日から起算して30日以内に飼養登録をしなければならないことに留意する。

- 2) 希少鳥獣については、保護増殖に資するデータを収集するとともに、野生復帰が可能な個体については、治療及びリハビリテーションを行う。野生復帰が不可能な個体については、繁殖、研究若しくは教育のための活用又は終生飼養の検討を行う。これらの対処が困難な場合には、専門家等の意見も参考に、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。
- 3) 特定外来生物に該当する鳥獣については、原則として、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるものとする。ただし、外来生物法による手続きを経た上で終生飼養が可能な場合は、この限りではない。
- 4) 傷病鳥獣の取扱い全般についてガイドラインを作成し、これを踏まえ適切に対処する。
- 5) 傷病鳥獣については、救護活動に対するネットワーク体制を活用して、収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰を行う。

(3) 野生復帰

- 1) 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していることなどを確認する。
- 2) 発見救護された場所で野生復帰させることを基本とし、それが不適當又は困難な場合には遺伝的にかく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- 3) 必要と認められる場合には、感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。
- 4) 生活環境及び農林水産業に被害を及ぼす恐れのある鳥獣については、必要に応じ、再び人間の活動領域に立ち入らないための措置（学習措置）を行った上で放野する。

(4) 感染症対策

収容個体は、必要に応じ搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）等の関係法令等の規定に従い適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、農林水産部等と調整し適切な対応を行う。

なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

(5) 放野

放野は以下のような考え方を基本として対応する。

- 1) 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。
- 2) 発見救護された場所で放野することを基本とし、それが不適當又は困難な場合には遺伝的にかく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。

5 油等による汚染に伴う水鳥の救護

県は、大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地方公共団体が互いに情報の収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施されるよう予め連絡体制を整備する。また、民間含めた地域の関係者に対し、環境省が実施する研修を受講させるよう努める。

6 感染症への対応

野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び県内の関係機関との連絡体制を整備している。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施し、農林水産部等と連携しつつ適切に対応している。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等について住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも通常時の生息状況の把握に努める。

(2) その他感染症

その他の感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努める。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。

7 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

① 方針

鳥獣の保護及び管理についての普及啓発については、年間計画を立て、鳥獣の保護活動に関する実績発表大会を開催する等、地域の特性に応じた効果的な事業を実施する。普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを推進するよう努める。また、愛鳥週間の行事としては、探鳥会、講演会等を積極的に実施するとともに生態系への影響に配慮しつつ在来種による食餌植物の植栽等を行う。

② 事業の年間計画

活 動 内 容	実 施 期 間 (月)											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
愛鳥週間 ポスター募集 ポスター展示												

③ 愛鳥週間行事等の計画

行 事	計画年度	計 画 内 容
愛鳥週間行事	H29年度	○愛鳥週間ポスターの入賞作品の展示
そ の 他	～	○愛鳥週間ポスター原画コンクールを開催
	H33年度	○ひなを拾わないでキャンペーン
		○講演会等の開催

(2) 安易な餌付けの防止

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努める。また、地域住民に対する普及啓発は、

以下の点について留意して推進する。

ア 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。

イ 観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないよう十分な配慮を行う。

ウ 農作物被害防止や生活被害防止を図るため、生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、不適切なわなの誘引餌の管理等、結果として餌付けとなる行為を防止する。

(3) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させる等、猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

(4) 野鳥の森等の管理

「徳島県野鳥の森」等を県民が観察できる場所として、また鳥獣の生態等を学習できる施設として活用するよう努める。

名 称	開 園 年 度	施設の所在地	面 積	施設の概要	施設の内容	利用の方針
徳島県 野鳥の森	S51, H1～2	名西郡石井町 石井 (県有林)	21ha	観察路, 観察 小屋	観察路 延長3.9km 観察小屋2棟	野鳥の学習 と自然との ふれあいの 場として活 用(生活安全 課)
徳島県立 出島野鳥 公園	H12.6	阿南市那賀川 町苅屋ノ下59 2-1	約9ha	学習舎, 観察 小屋, 観察路	学習舎1棟, 観察小屋2棟, 観察路	野鳥観察の 場を提供し, 県民のレク レーション 振興(にぎ わいづくり 課)
徳島県立佐 那河内いき ものふれあ いの里	H4.7	名東郡佐那河 内村上字大川 原5-8	約67ha	ネイチャーセン ター観察路 キャンプ場	ネイチャーセン ター1棟 観察路7コース テントサイト・バンガ ロー	野生動植物 とのふれあ いを通じた 自然保護思 想の普及(環 境首都課)

(5) 愛鳥モデル校の指定

鳥獣保護の普及の一環として、愛鳥モデル校を、期間を定めて指定するよう努める。愛鳥モデル校は、小・中学校を対象に地域的な配置を考慮して指定するほか、必要に応じ、高等学校その他の学校等についても指定することができる。なお、愛鳥モデル校においては、学校周辺に身近な鳥獣生息地の保護区を指定するよう努める。

(6) 法令の普及の徹底

本法の適用除外等特に県民に関係のある事項については、県広報誌、ホームページ、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るよう努める。

